

別記様式（第2条関係）

会 議 結 果 報 告 書

令和5年2月14日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和5年2月3日（金） 10時30分～11時20分
開催場所	3階 大会議室3-3
出席者職氏名	〔担当部課〕 山本人権推進室長、村山人権推進室主事 〔政策推進会議メンバー〕 村山総合行政部長、豊島総務部長、松永市長公室長、尾崎人事課長、外立財政課長、松田政策推進課長 〔関係部課〕 中森都市整備部長、加藤建築開発課長 <p style="text-align: right;">（計 10人）</p>
欠席者職氏名	<p style="text-align: right;">（計 0人）</p>
説明員職氏名	山本人権推進室長、村山人権推進室主事 <p style="text-align: right;">（計 2人）</p>
議 題	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について
結 果	令和5年4月の制度開始に向けて準備を進める。
事務局職員職氏名	本間政策推進課主査、北井政策推進課主事補
その他必要事項	

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について>

山本人権推進室長及び村山人権推進室主事より、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度についての概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様な性を認め合い、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を本市においても令和5年4月1日に導入しようとするものである。

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度には以下のメリットがある、

- ①公において、パートナーシップ・ファミリーシップの届出ができること。
- ②LGBTQの理解促進ができること。
- ③民間事業者が認めたサービスを受けることができること。
- ④地方自治体が認めた制度等を利用することができること。

課題としては、受領証明書には法的効力がないため、配偶者控除の税制優遇が受けられないほか、相続・財産分与の請求権がないことや遺族年金の受取人になることができないといった点がある。

現在、パートナーシップ制度を県内で導入している自治体は40市町村で、近隣市と令和5年4月という同じタイミングで制度を開始することを検討しており、意見を伺いたい。

○質疑

メンバー：パートナーシップ・ファミリーシップの届出を行い、受領証明書を得ることにより受けられるサービスはあるのか。

担当部課：他市においては、新婚世帯の家賃補助や災害時における安否情報の提供を受けることが可能となっているが、本市では市営住宅入居の際の証明としての使用を検討している。

メンバー：パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を導入するにあたり、要綱で定める予定だが、条例で定めたり、意見公募を行わなくて良いのか。

担当部課：全国的な動き、近隣他市の状況を鑑み、要綱で定めることとする。

意見公募については、市民活動並びに事業活動に重大な影響を及ぼさない

ため実施しない予定である。

メンバー：一度受領証明書を取得すれば、更新する必要はないのか。

関係を解消しても、届出はいらぬのか。

担当部課：更新手続きの必要はないが、関係の解消には届出が必要となる。

メンバー：パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の名称だと一般の方は法的拘束力があると思ってしまう。パートナーシップ・ファミリーシップ“宣誓”届出制度だとわかりやすいのではないか。

担当部課：近隣市と制度名称を統一した。また、届出を受理する制度である婚姻届に準じた取り扱いとするため名称をパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とした。

○結論

令和5年4月の制度開始に向けて準備を進める。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。